

榛 監 第 0 3 1 0 0 1 号
令 和 6 年 1 月 3 1 日

榛東村議会議長	生 方 勇 二	}	様
榛 東 村 長	南 千 晴		

榛東村代表監査委員 石 坂 郁 夫

例月現金出納検査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第235条の2第1項の規定により行つた令和5年度令和5年1
1月分の検査結果に関する報告を同条第3項の規定により別添のとおり提出しま
す。

別記様式第 7 号－ 2

一 般 会 計	} の例月現金出納検査
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	
介 護 保 険 特 別 会 計	
学 校 給 食 事 業 特 別 会 計	
太 陽 光 発 電 事 業 特 別 会 計	

令和 5 年 1 1 月分

検 査 期 日	令和 5 年 1 2 月 2 0 日
検 査 場 所	本庁舎 2 階 2 0 1 会議室
検 査 員	石坂 郁夫 ・ 三俣 実
1 実施した検査手続 検査の対象となった各会計、基金及び会計管理者保管の現金等の現金の出納事務について、会計管理者から提出された資料と予算、現金、預貯金及び借入金 of 管理状況は適正であるかに主眼を置き、関係帳簿、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実施した。 2 検査の結果 (1) 令和 5 年 1 1 月末日現在における収支月計表（兼現金出納簿）と例月出納検査表（歳入・歳出）に記載された金額は一致しており、計数上の誤りはないものと認められた。 (2) 予算は、各会計ともおおむね適切に執行されているものと認められた。 (3) 一般会計及び特別会計の歳入歳出について、別表 1 の抽出により証拠書類と例月出納検査表との照合をした結果、適切に執行されているものと認められた。しかしながら、支払伝票を確認したところ、請求書に受付印が押印されていないものが見受けられた。請求書を実際に受理した日が明らかとなるよう日付印の押印を徹底するとともに支払遅延等が発生することのないよう引き続き適正な事務の執行に努めていただきたい。 (4) 会計管理者保管金は、保管金出納簿の金額と一致し、出納は適正に行われているものと認められた。 (5) 検査期日（令和 5 年 1 1 月末日）現在の歳計現金等の残高を基金管理簿等と照合したところ、過誤のないことを確認した。	

令和 5 年 1 1 月分

検 査 期 日	令和 5 年 1 2 月 2 0 日				
検 査 場 所	本庁舎 2 階 2 0 1 会議室				
検 査 員	石坂 郁夫 ・ 三俣 実				
1 実施した検査手続 検査の対象となった現金等の出納について、事業の管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金証書、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実施した。 2 検査の結果 (1) 現金預金突合資料（令和 5 年 1 1 月末日現在）に記載されている金額と各金融機関の預貯金証書等を照合した結果、過誤のないことを確認した。 以下の結果は、当該誤り以外についての報告とする。 (2) 試算表と資金予算表に記載された金額は、関係帳簿の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。 (3) 予算（収益的収入支出、資本的収入支出、たな卸資産購入限度額）の執行は、適切に行われているものと認められた。 なお、執行状況は、次表のとおりである。 （単位：円・％）					
区 分		予算現額	当月執行額	執行累計額	執行率
収益的	収 入	322, 222, 000	22, 539, 880	177, 721, 322	55. 15
	支 出	293, 459, 000	9, 682, 048	111, 843, 643	38. 11
資本的	収 入	279, 903, 000	0	153, 978, 000	55. 01
	支 出	425, 957, 000	12, 523, 200	387, 368, 246	90. 94
たな卸資産購入限度額		5, 001, 000	19, 470	4, 027, 320	80. 53
(4) 資金予算表における当月収支は11, 153, 832円の黒字で、繰越現金預金残高を加えた翌月への繰越額は1, 089, 253, 051円となっている。 (5) 検査基準日（令和 5 年 1 1 月末日）現在の現金預金等の残高を各金融機関の残高証明書等と照合したところ、過誤のないことを確認した。					

下水道事業会計の例月現金出納検査結果

令和 5 年 1 1 月分

検 査 期 日	令和 5 年 1 2 月 2 0 日
検 査 場 所	本庁舎 2 階 2 0 1 会議室
検 査 員	石坂 郁夫 ・ 三俣 実

1 実施した検査手続

検査の対象となった現金等の出納について、事業の管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金証書、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実施した。

2 検査の結果

- (1) 現金預金突合資料（令和 5 年 1 1 月末日現在）に記載されている金額と各金融機関の預貯金証書等を照合した結果、過誤のないことを確認した。
- (2) 試算表と資金予算表に記載された金額は、関係帳簿の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。
- (3) 公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る予算（収益的収入支出、資本的収入支出）の執行は、適切に行われているものと認められた。

なお、執行状況は、次表のとおりである。

公共下水道事業

（単位：円・％）

区 分		予算現額	当月執行額	執行累計額	執行率
収益的	収 入	264, 079, 000	5, 601, 046	122, 382, 281	46. 34
	支 出	203, 176, 000	7, 964, 370	44, 430, 728	21. 87
資本的	収 入	336, 080, 000	1, 440, 000	173, 994, 000	51. 77
	支 出	397, 008, 000	905, 620	189, 815, 944	47. 81

農業集落排水事業

（単位：円・％）

区 分		予算現額	当月執行額	執行累計額	執行率
収益的	収 入	203, 386, 000	3, 077, 052	113, 805, 586	55. 96
	支 出	197, 718, 000	2, 069, 764	65, 787, 768	33. 27
資本的	収 入	86, 919, 000	480, 000	54, 160, 000	62. 31
	支 出	92, 587, 000	407, 000	46, 677, 680	50. 41

- (4) 資金予算表における当月収支は988,232円の赤字で、繰越現金預金残高を加えた翌月への繰越額293,803,553円となっている。
- (5) 検査基準日（令和5年11月末日）現在の現金預金等の残高を各金融機関の残高証明書等と照合したところ、過誤のないことを確認した。